

大淀町において町が定める都市計画道路の見直し（案） パブリックコメント実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大淀町が「大淀町において町が定める都市計画道路の見直し（案）」（以下、「見直し（案）」という。）を作成するにあたり、広く町民等に情報提供し、その意見を反映するためのパブリックコメント手続きを実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「町民等」とは、以下に掲げる者をいう。

- （1） 大淀町内に住所を有する者
- （2） 大淀町内に通勤、通学する者
- （3） 大淀町内に事務所や事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （4） 大淀町税の納税義務を有する個人及び法人その他の団体
- （5） 見直し（案）に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

（パブリックコメント手続き）

第3条 町長は、見直し（案）を作成するにあたり、広く町民等の意見を募集するためパブリックコメント手続きを実施するものとする。

- 2 この要綱において「パブリックコメント手続き」とは、見直し（案）の趣旨、内容その他必要な事項を町民等に公表し、これらについて提出された町民等の意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を反映させる機会を確保するとともに、意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいう。
- 3 意見等の募集は、募集期間、方法等について町広報、ホームページ等により広く周知する。

（見直し（案）等の公表）

第4条 見直し（案）等の公表は、町のホームページへ掲載するとともに町役場建設産業課、大淀町立図書館へ備え付けることにより行う。

（意見等の提出方法）

第5条 意見等の提出方法は、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参に限る。

- 2 見直し（案）等に対する意見等として受け付けることができるものは、意見等を提出しようとする者の氏名または名称並びに住所及び連絡先が明記されているものに限る。

（個人情報保護）

第6条 前条第2項により提出者に明示させた氏名または名称並びに住所及び連絡先、その他の個人情報を大淀町個人情報保護条例（平成18年条例第1号）の趣旨を踏まえ、適切に管理しなければならない。

（意見等の取扱い）

第7条 町長は、提出された意見等を考慮して見直し（案）等の作成に努めるものとする。

- 2 町長は、見直し（案）等を作成したときは、公表する。併せて提出された意見等の概要とこれに対する考え方を公表するものとする。ただし、当該意見等に大淀町情報公開条例（平成12年条例第24号）第7条に規定する非開示情報が含まれている場合は、当該意見等の全部または一部を公表しないものとする。

（事務）

第8条 パブリックコメント手続きの事務は建設産業課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続きに関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、見直し（案）に関わる都市計画を決定した日、もしくは決定しないこととした日に、その効力を失う。